

# 播磨町介護予防・日常生活支援総合事業 について

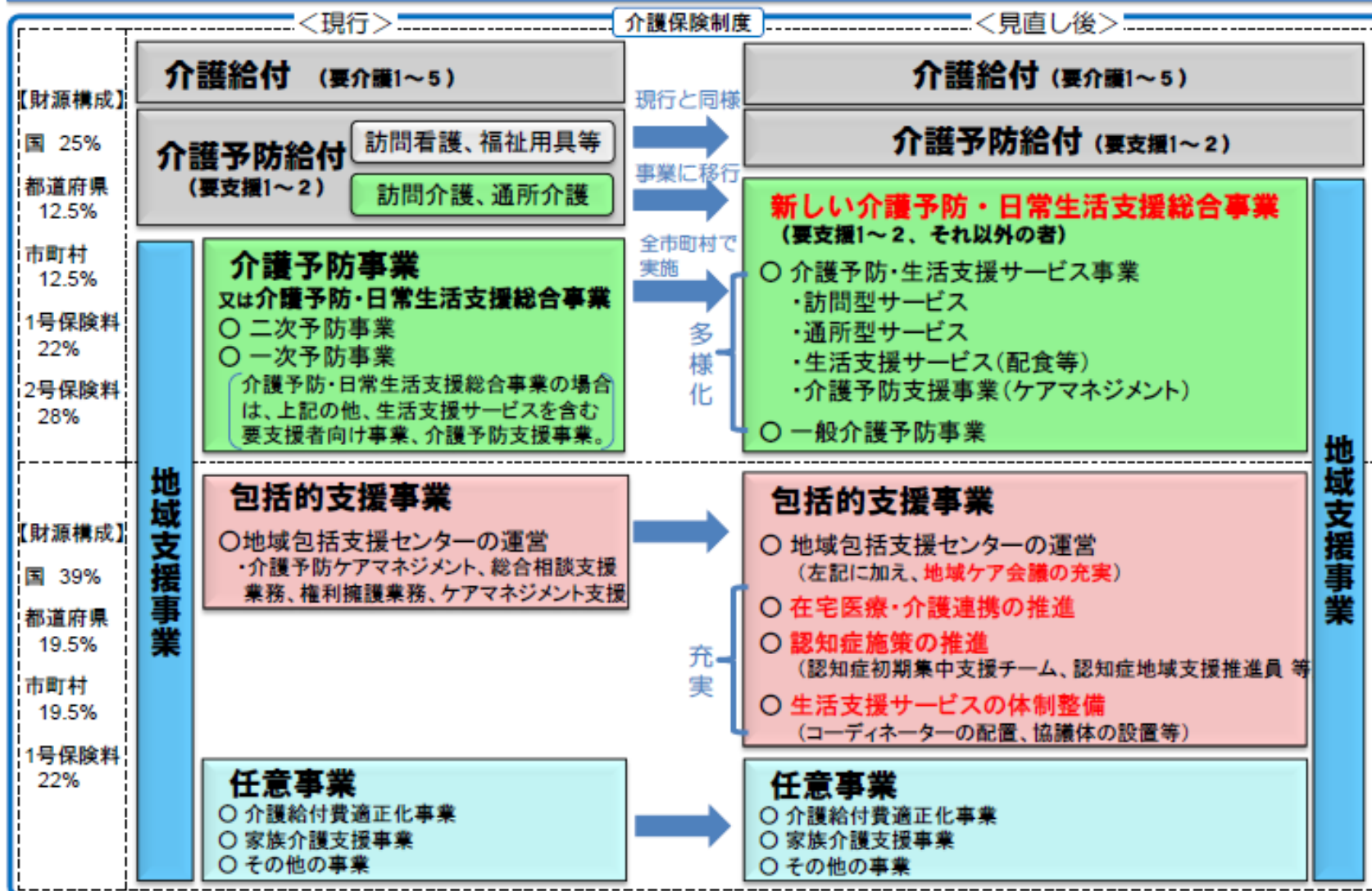
平成29年1月23日（月）

播磨町中央公民館



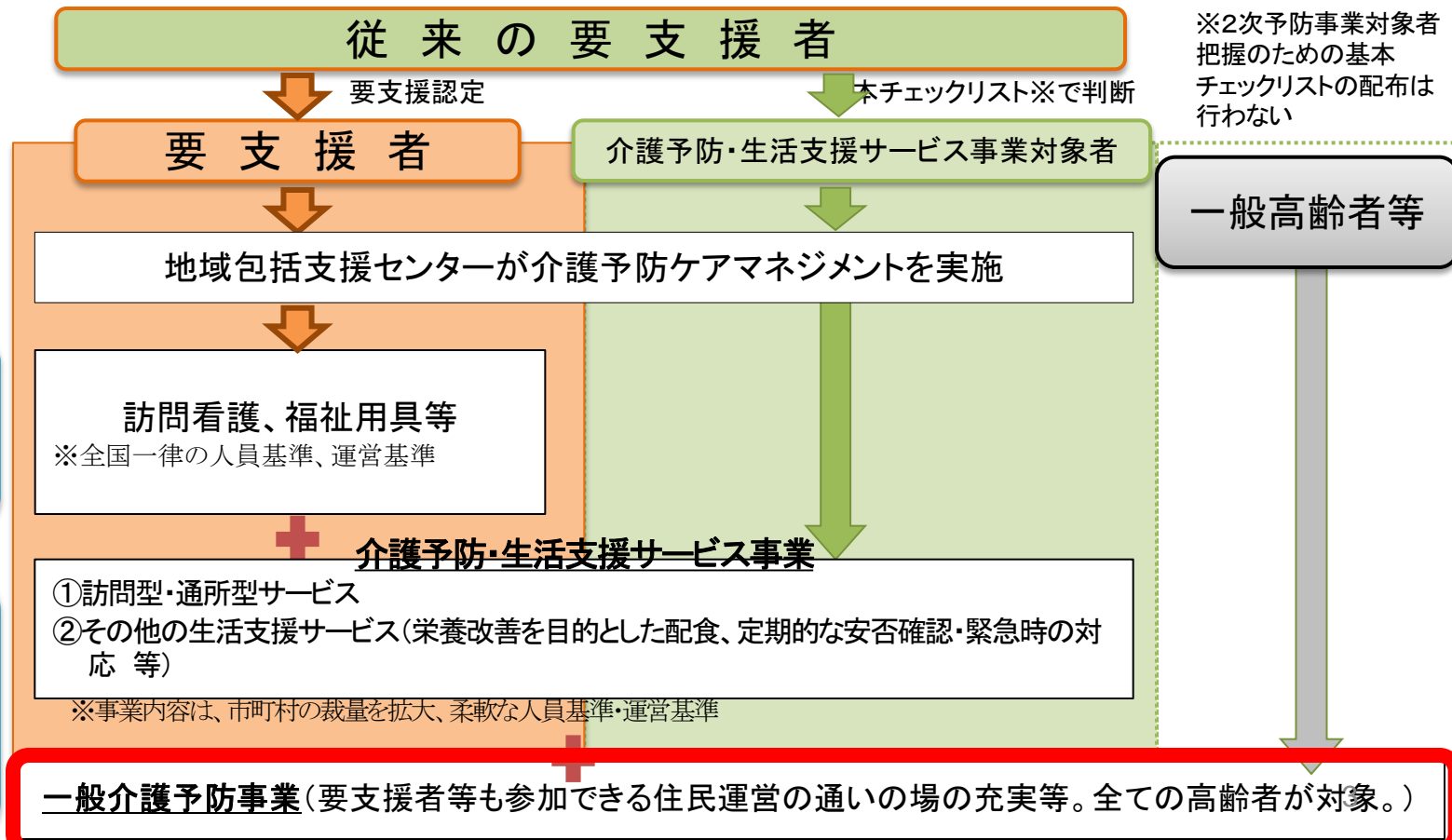
播磨町保険年金グループ

# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



# 【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
  - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
  - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



# 播磨町の総合事業移行について 1

## 1.総合事業移行の考え方

- ・現在の要支援者が円滑に総合事業に移行できる運用を重視する。
- ・播磨町の実情に応じたサービスを提供することとし、第7期介護保険事業計画を策定する中で、サービス実施状況や国の動向に応じて適宜見直す。

## 2.総合事業の構成、サービス内容

### ◎訪問型サービス

介護予防型訪問サービス（現行相当）・・・【指定】

生活援助型訪問サービス（緩和型）・・・【指定】

シルバーエプロンサービス（緩和型）・・・【委託】

### ◎通所型サービス

介護予防型通所サービス（現行相当）・・【指定】

生活援助型通所サービス（緩和型）・・・【指定】

### ◎一般介護予防

いきいき100歳体操事業、介護予防通所事業（旧楽々くらぶ）、介護支援ボランティア養成事業（介護支援ボランティア結い・はりま）、住民主体の通いの場

## 播磨町の総合事業移行について 2

移行の時期 …… 平成29年4月

移行の形態 …… 一斉移行

### 総合事業が利用できる方

☆要支援認定者… 要支援1、要支援2

☆事業対象者 …… 基本チェックリスト該当者

※要支援認定の更新時に、訪問サービスと通所サービスのみの利用予定であれば、基本チェックリストにより事業対象者とすることが可能。

## 播磨町の総合事業移行について 3

### 1.総合事業移行スケジュール

認定期間にかかわらず、平成29年4月1日からサービス事業に移行。

3月利用……介護予防サービス（介護保険）

4月利用……サービス事業（総合事業）

### 2.事業対象者の被保険者証について

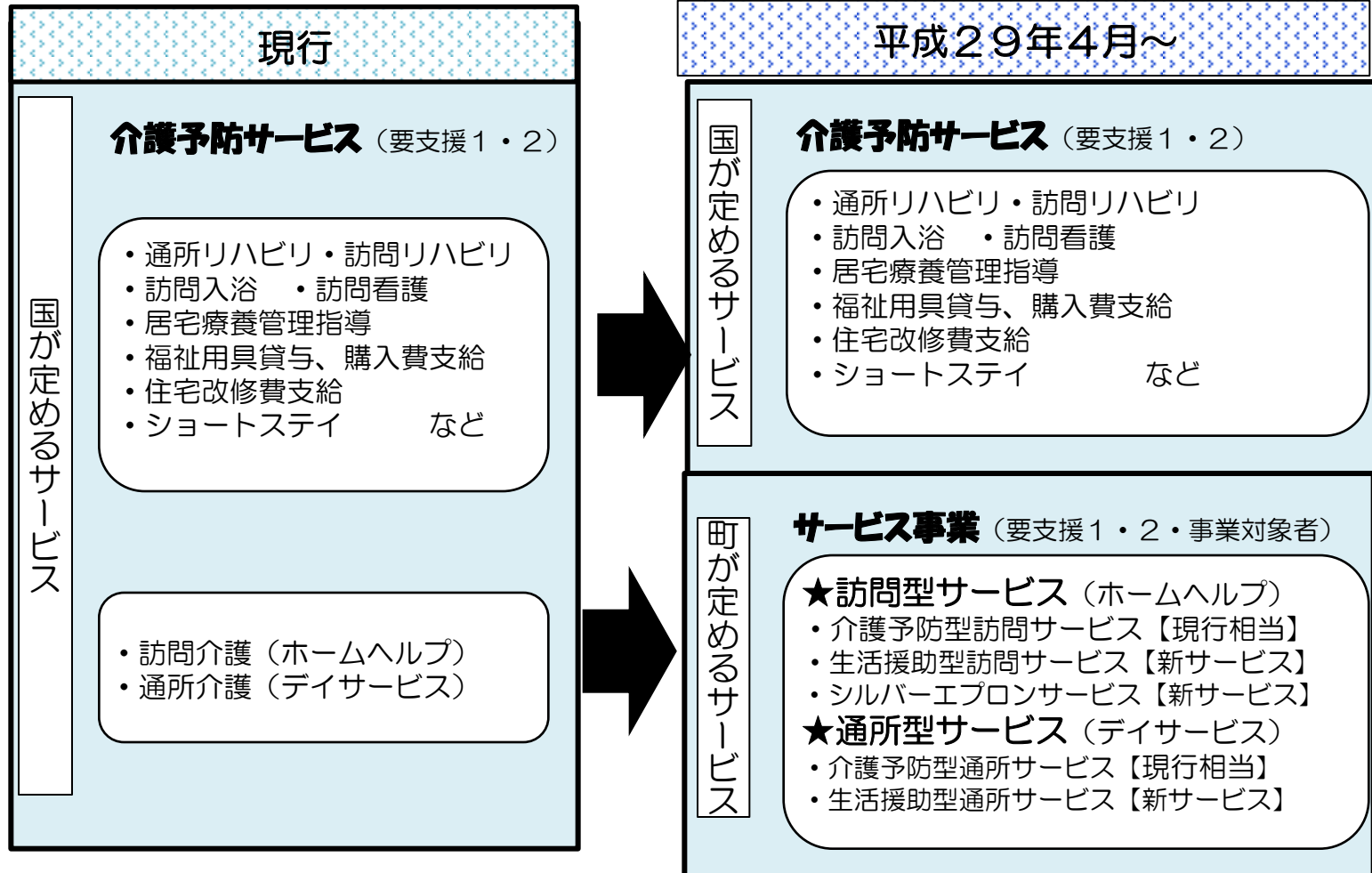
従来と同じ保険証です。

記載事項

要介護状態区分	:	事業対象者
認定年月日	:	基本チェックリストの実施日
認定の有効期間	:	有効期間は設けない

※有効期間は設けないが、ケアプランの有効期間は1年とする。

## 介護予防・生活支援サービス事業（平成29年4月～）



## 一般介護予防事業（実施中）

地域で実施されている「いきいき100歳体操」や介護予防通所事業(旧楽々くらぶ)や地域の高齢者の集いの場など

# 播磨町の訪問型サービス 1

	現行相当サービス	多様なサービスA（緩和型）	
	介護予防型訪問サービス	生活援助型訪問サービス① 介護保険事業所	生活援助型訪問サービス② シルバー人材センター
実施方法	事業所指定（国保連経由で審査支払）	事業所指定（国保連経由で審査支払）	委託（町直接支払）
利用者	要支援認定者 / 事業対象者	同左	同左
利用者の 状況	既利用者でサービスの継続が必要な方	現行相当の対象とならない方	現行相当の対象とならない方
	身体介護を必要とする方	生活援助を必要とする方	生活援助を必要とする方
	認知症が認められ訪問介護員による介護が必要な方		
内 容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員または町が指定する研修	町が指定する研修修了者による
	※現行と同基準	修了者による生活援助	生活援助
	（厚生労働省通知平成12年3月17日	※身体介護は行わない	※身体介護は行わない
	老計第10号に定める生活援助）	※現行の生活援助と同様の基準	※現行の生活援助と同様の基準
提供時間	現行基準と同等	現行基準と同等	1回あたり1時間以内
支給限度 額	要支援認定者：区分毎の限度額		限度額に含まない
	事業対象者：要支援1の限度額		



# 播磨町の訪問型サービス 2

	現行相当サービス	多様なサービスA（緩和型）	多様なサービスA（緩和型）
	介護予防型訪問サービス	生活援助型訪問サービス① 介護保険事業所	生活援助型訪問サービス② シルバー人材センター
提供頻度	週1回、2回	週1回、2回	週1回、2回
	週2回超え	週2回超え	週2回超え
利用回数 報酬	月額制 ※単位は10.21円 (包括単位)	月額制 ※単位は10.21円 (包括単位 相当事業の8割)	回数制
	・週1回利用 1,168単位(～5回)	・週1回利用 934単位(～5回)	
	・週2回利用 2,335単位(～10回)	・週2回利用 1868単位(～10回)	・週1回利用
	・週2回超利用（要支援2のみ） 3,704単位(～15回)	・週2回超利用（要支援2のみ） 2,963単位(～15回)	・週2回利用
			・週2回超利用（要支援2のみ）
利用者負担	原則1割、一定所得以上の場合は2割（2号被保険者は1割のみ）		1割
加算減算	※現行介護予防訪問介護と同額報酬	※初回加算、処遇改善加算は	なし
	※加算体系は現行と同様	現行と同様	

## 訪問型サービス（現行相当・生活援助型①）の指定基準

		現行相当サービス	多様なサービスA（緩和型）	
		介護予防型訪問サービス	生活援助型訪問サービス①	
人 員 基 準	管理者	常勤・専従 1人以上	管理者	専従 1人以上
		※ 1 支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能		※ 1 支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	訪問介 護員等	常勤換算2.5人以上	従事者	1人以上必要数
		【資格要件】 介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者		【資格要件】 介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者・町が指定する研修修了者
	サービス 提供責 任者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※ 一部非常勤職員も可能 【資格要件】 介護福祉士・実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	訪問事 業 責任者	従事者のうち 1人以上  【資格要件】 介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者・町が指定する研修修了者
	※国が示す介護予防訪問介護に相当する基準			
設 備 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>※国が示す介護予防訪問介護に相当する基準</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な設備、備品</li> </ul>	
運 営 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>・廃止、休止の届出と便宜の提供等</li> <li>※国が示す介護予防訪問介護に相当する基準</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程等の説明、同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・秘密保持</li> </ul>	

## 播磨町の訪問型サービス 3

【生活援助型訪問サービス従事者（新たな担い手）の養成を実施】

※生活支援サポーター養成研修

『高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい』そんな思いを支え合うサポーターを養成し、元気な高齢者による生活支援の新たな支え合いの仕組みづくりを図る。

研修修了後の活動先として

- ①シルバー人材センターへ登録し会員として従事
- ②社会福祉協議会くらしサポート事業の提供会員として有償活動
- ③ボランティアとして既存グループへの参加や、新規グループの立上げなど
- ④介護保険事業所で総合事業の家事援助ヘルパーとして従事

【開催日】 1コース：平成29年1月30日（月）～2月1日（水）＜3日間＞  
2コース：平成29年3月8日（水）～3月10日（金）

【研修会場】 福祉しあわせセンター 3階 ※2/1のみ 福社会館 2階

【定員】 先着30名

## 生活援助（老計第10号抜粋）

- 2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。
  - 健康チェック：利用者の安否確認、顔色等のチェック
  - 環境整備：換気、室温・日あたりの調整等
  - 相談援助情報収集・提供
  - サービスの提供後の記録等
- 2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、準備・後片づけ
- 2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）  
洗濯物の取り入れと収納、アイロンがけ
- 2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）  
被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ、一般的な調理
- 2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）、薬の受け取り

※厚生労働省通知平成12年3月17日老計10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」

# 播磨町の通所型サービス 1

	現行相当サービス	多様なサービスA
	介護予防型通所サービス	生活援助型通所サービス
実施方法	事業所指定（国保連経由で審査支払）	
利用者	要支援認定者 / 事業対象者	同左
利用者の状況	既利用者でサービスの継続が必要な方。	現行相当の対象とならない方
	入浴、排泄、食事等の介助を必要とする方	入浴、排泄、食事等の介助を不要とする方
	認知症が認められ訪問介護員による介護が必要な方 認知症が認められ日常生活に見守り支援が必要な方	
内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス	入浴、排泄、食事等の介助を実施しない
	※国が示す介護予防通所介護に相当する基準	短時間サービス
提供時間	現行基準と同等（送迎時間含まない）	1時間30分以上 3時間未満（送迎時間含まない）
提供頻度	・週1回	・週1回
	・週2回（要支援2のみ）	・週2回（要支援2のみ）
利用回数 報酬	月額制 ※1単位は10.14円 （包括単位）	月額制 ※1単位は10.14円 （包括単位）※相当事業の8割
	・週1回：1,647単位/月	・週1回：1,317単位/月
	・週2回：3,377単位/月	・週2回：2,701単位/月
	※送迎含む	※送迎含む
	※国が示す介護予防通所介護に相当する基準	※サービス時間、人員基準を緩和
加算・減算	現行基準と同等	介護職員処遇改善加算のみ
利用者負	原則1割、一定所得以上の場合は2割（2号被保険者は1割のみ）	
支給限度	要支援認定者：区分毎の限度額	事業対象者：要支援1の限度額

# 通所型サービス指定基準

現行相当サービス		多様なサービスA		
介護予防型通所サービス		生活援助型通所サービス		
人 員 基 準	管理者	常勤・専従 1人以上 ※ 支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	管理者	常勤・専従 1人以上 ※ 支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
	生活相談員	専従 1人以上 ※ ただし、生活相談員、介護職員の1人以上は常勤	生活相談員	専従 1人以上 ※ 支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
	看護職員	専従 1人以上	看護職員又は介護職員	専従1人以上・必要数 ～15人までは専従1人以上 15人～は利用者の数に応じて必要数を加える
	介護職員	15人以下の利用者：専従1人以上 15人超えの利用者1人につき：専従0.2人以上 ※ ただし、生活相談員、介護職員の1人以上は常勤		
	機能訓練指導員	1人以上	機能訓練指導員	配置不要
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul> ※国が示す介護予防通所介護に相当する基準	設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上）</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>・廃止、休止の届出と便宜の提供等</li> </ul> ※国が示す介護予防通所介護に相当する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程等の説明、同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・秘密保持</li> </ul>		

# 播磨町の介護予防ケアマネジメント

サービス種別	介護予防支援	ケアマネジメント（A）現行相当
事業開始時期	実施中	平成29年4月
プランの範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業 （訪問サービス・通所サービス）</li> <li>・一般介護予防事業へのつなぎ</li> <li>・<b>介護予防給付</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業 （訪問サービス・通所サービス）</li> <li>・一般介護予防事業へのつなぎ</li> </ul>
アセスメント	実施する	同左
ケアプラン作成	作成する	同左
サービス担当者会議	プラン作成・変更の都度	同左
プランの期間	3～6ヵ月	同左
利用者宅への訪問・面接	1回／3ヶ月	同左
実施状況の評価	計画終了時に居宅面接	同左
給付管理	毎月実施	同左
報酬など	430単位 加算あり	同左
利用者負担	負担なし	同左

## 介護予防ケアマネジメントの流れ

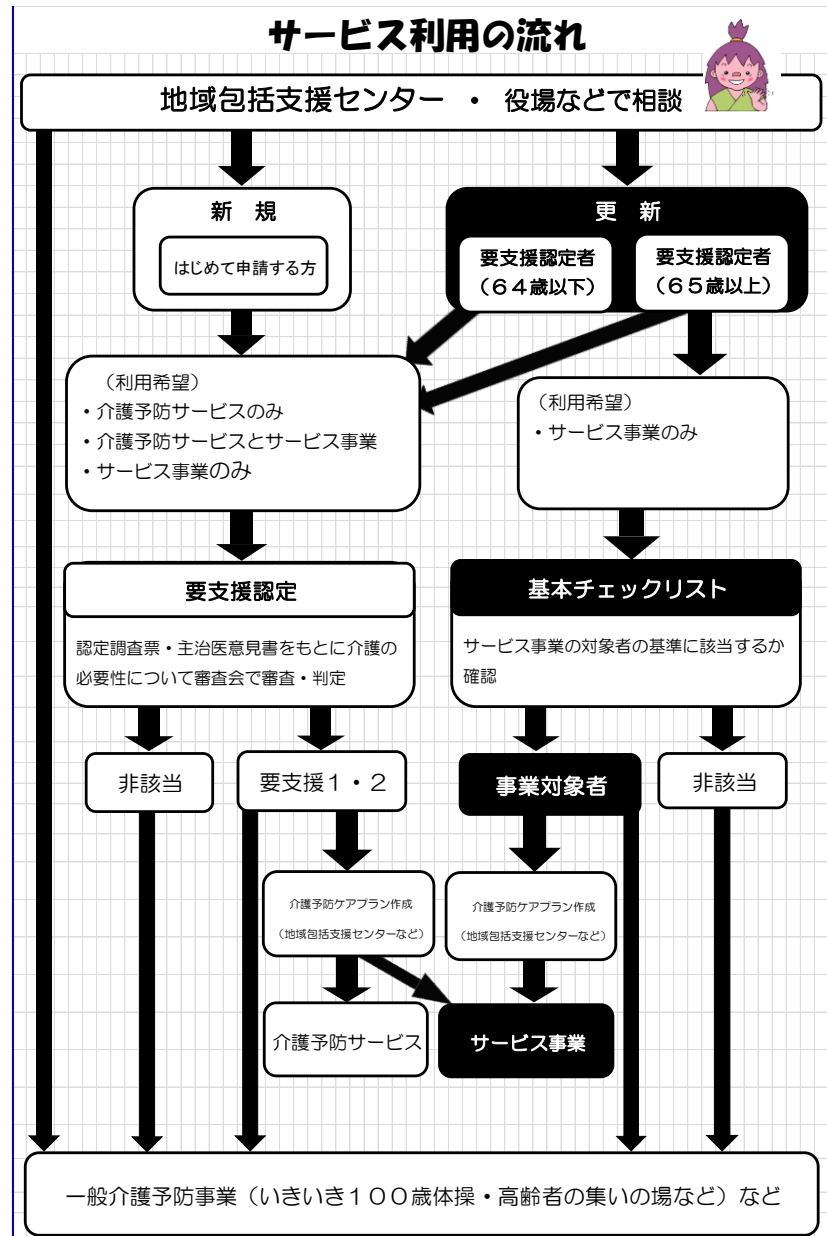
- ☆総合事業の新規利用者は、要介護・要支援認定を受ける。
- ☆要支援認定の更新時は、訪問サービスと通所サービスのみの利用  
予定であれば、基本チェックリストにより事業対象者とする事が可能。
- ☆基本チェックリストで非該当となった場合は、一般介護予防事業のみの  
利用となる。

### 【例】

- ・地域の公民館、集会所などで行っている【いきいき100歳体操】
- ・各コミセンなど、5会場で行っている【介護予防通所事業（旧楽々クラブ）】  
など



サービス利用の流れ



## 事業所の指定について 1

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者 (申請先)	備考
介護 サービス	訪問介護	指定訪問介護事業所の指定	兵庫県	
	通所介護	指定通所介護事業所の指定	兵庫県	
	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護事業所の指定	播磨町	
サービス 事業	介護予防型訪問(現行相当)	サービス事業の訪問型・通所型サービス事業所の指定	播磨町	H27.3.31までに指定を受けた事業所はみなし指定あり
	介護予防型通所(現行相当)			
	生活援助型訪問	サービス事業の訪問型サービス事業所の指定	播磨町	事業を開始する場合は新規申請が必要
	生活援助型通所	サービス事業の通所型サービス事業所の指定	播磨町	

## 事業所の指定について 2

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業者（みなし指定事業）

- ・平成27年4月1日に総合事業（現行相当サービス）の指定を受けたものとみなされている。
- ・指定の有効期間は平成30年3月31日までのため、継続サービス提供には指定申請により町の指定を受ける。  
（平成29年度中に指定手続きをしてください。）
- ・みなし指定の効力はすべての市町に及ぶ。

## 事業所の指定について 3

平成27年4月1日から平成29年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業者はみなし指定の対象にはならない。

- ・播磨町の事業者指定を受けることにより、引き続き、播磨町の被保険者にサービス提供ができる。  
**(平成29年4月1日付け指定)**
- ・市町長の事業者指定の効力は、その市町の被保険者のみに限定される。
- ・播磨町の事業者指定の有効期間は6年。期間満了前に更新手続きが必要。

## 事業所の指定申請について

### ・申請期間について

申請書類様式等は2月~~10日~~ 中旬頃にホームページにてダウンロードできるよう準備中。

### ◎平成29年4月1日指定の申請

- ・指定様式のホームページ掲載後から平成29年3月3日 通知

### ◎平成29年4月2日以降の指定の申請

- ・1ヵ月前まで

※新規申請の場合は事前に相談してください

### ・提出方法

来庁、または郵送にて提出

### ・提出先

播磨町保険年金グループ介護保険チーム

〒675-0182

加古郡播磨町東本荘1-5-30

電話 079-435-2582 FAX 079-435-0766

## サービスコードについて 1

国保連合会の審査支払の対象となるのは、「指定事業者が提供するサービス」と「介護予防ケアマネジメント」

請求時に使用するサービスコードは次の表のとおり

サービス	サービスコード	サービス種類	対象事業所
介護予防型訪問サービス (現行の訪問介護相当)	A 1	訪問型サービス (みなし)	みなし指定を受けている訪問介護事業所
	A 2	訪問型サービス (独自)	播磨町の事業者指定を受けた訪問介護事業所
生活援助型訪問サービス (訪問型サービスA)	<del>A3</del> A2	訪問型サービス (独自)	播磨町の事業者指定を受けた訪問介護事業所
介護予防型通所サービス (現行の通所介護相当)	A 5	通所型サービス (みなし)	みなし指定を受けている通所介護事業所
	A 6	通所型サービス (独自)	播磨町の事業者指定を受けた通所介護事業所
生活援助型通所サービス (通所型サービスA)	<del>A7</del> A6	通所型サービス (独自)	播磨町の事業者指定を受けた通所介護事業所
介護予防ケアマネジメント	A F	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター (居宅介護支援事業)

## サービスコード 2

- ・平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者は、平成27年4月1日に総合事業の指定を受けたものとみなされ、指定の有効期間である平成30年3月31日まではA1・A5のサービスコード（みなし）を使用する。
- ・平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者は、播磨町の指定を受け、A2・A6のサービスコード（独自）を使用する。
- ・生活援助型（緩和型）訪問・通所サービスは~~A3・A7~~ A2・A6のサービスコードを使用する。
- ・単位数サービスコード表は3月中に町ホームページに掲載予定。

## 既存のサービス提供事業所の準備

事 項	内 容
指 定	みなし指定を受けているのか、播磨町の新規指定を受ける必要があるのかを確認する。必要に応じて指定を受ける準備を行う。また、指定毎の有効期間についても確認しておく。
定 款	定款の目的事業へ「介護保険法に規定する第1号事業」等の文言を追記する。認可申請手続きは諸官庁に確認しておく。
運営規程	事業の目的や運営の方針、提供するサービスの内容や利用料等に大きな変更はないと思われるが、サービスの名称など変更部分については、それに伴う文言の変更を要する。
重要事項説明書	運営規程を基に、被保険者やその家族にサービス内容を正確に説明できるよう文言の変更を要する。
利用者との契約書	重要事項説明書同様に文言の変更を要する。
個人情報の取扱いに関する同意書	運営規程・重要事項説明書・契約書同様に文言の変更を要する。
事業者報酬請求ソフトの確認	使用中の事業者報酬請求ソフトが、総合事業に適合しているか確認し、適合しない部分は、対応方法を各システム開発業者に確認する。
サービス事業サービスコードの確認	H29.3月中旬頃に町のホームページに掲載予定の「総合事業サービス事業コード単位数表」を確認する。



## 今後のお知らせについて

◎お手元に配布している意向調査票と質問票（質問がある場合）につきましては1月31日（火）までに、FAXでご提出ください。

◎今後、総合事業に関する情報は、順次播磨町ホームページに掲載しますので、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。

町ホームページ> 組織・部署から探す> 保険年金グループ> 介護保険チーム> 担当コンテンツ  
> 介護保険> 地域支援事業> 介護予防・日常生活支援総合事業

ご清聴ありがとうございました。

【問い合わせ先】

播磨町保険年金グループ 介護保険チーム

〒675-0182

加古郡播磨町東本荘1-5-30

電話（直通）：079-435-2582

FAX：079-435-0766

